

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	岩手県金ヶ崎町

金ヶ崎町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 岩手県金ヶ崎町農林課

所 在 地 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町 2 2 番地 1

電 話 番 号 0 1 9 7 - 4 2 - 2 1 1 1

F A X 番 号 0 1 9 7 - 4 2 - 4 5 3 0

メールアドレス nourin-a.and.f@town.kanegasaki.iwate.jp

金ヶ崎町鳥獣被害防止計画 目次

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	1
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	1
(1) 被害の現状（令和5年度）	1
(2) 被害の傾向	1
(3) 被害の軽減目標	2
(4) 従来講じてきた被害防止対策	3
(5) 今後の取組方針	4
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	4
(1) 対象鳥獣の捕獲体制	4
(2) その他捕獲に関する取組	5
(3) 対象鳥獣の捕獲計画	5
(4) 許可権限委譲事項	7
4. 防護柵の設置等に関する事項	7
(1) 侵入防止柵の整備計画	7
(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組	7
5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項	7
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる おそれがある場合の対処に関する事項	8
(1) 関係機関等の役割	8
(2) 緊急時の連絡体制	9
7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	9
8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有 効な利用に関する事項	10
(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法	10
(2) 処理加工施設の取組	10
(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組	10
9. 被害防止施策の実施体制に関する事項	11
(1) 協議会に関する事項	11
(2) 関係機関に関する事項	11
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	11
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	11
10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	12

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	鳥類（ハシブトカラス及びハシボソカラス、ドバト、カルガモ、ゴイサギ、アオサギ）、ツキノワグマ、ハクビシン、カワウ、ニホンジカ、イノシシ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	金ヶ崎町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

被害面積及び金額については、被害農家等から報告のあったものを基礎資料としている。基礎資料についてはアンケート調査に加え聞き取りなど実施し、精度の高い被害状況の把握に努める。なお、町内におけるカワウの被害については、被害の推測はなされているが具体的な調査・捕獲等の実績は無いため、関係機関からの情報収集に努め実態を把握していくものとする。

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
鳥類	水稻、果樹、野菜	被害面積 0.43ha
		被害額 936 千円
ツキノワグマ	水稻、果樹、飼料作物	被害面積 4.35ha
		被害額 13,013 千円
ハクビシン	野菜	被害面積 0.01ha
		被害額 75 千円
カワウ	アユ、ヤマメ、イワナ	被害額 —
ニホンジカ	水稻、豆類、飼料作物	被害面積 1.54ha
		被害額 816 千円
イノシシ	水稻、果樹、飼料作物、野菜	被害面積 1.43ha
		被害額 1,633 千円

（2）被害の傾向

○鳥類（ハシブトカラス及びハシボソカラス、ドバト、カルガモ、ゴイサギ、アオサギ）

鳥類による農業被害は、時期を問わず、町全域で発生しており、生息数も増加傾向にある。また、住宅近隣の樹木等に営巣することも増えており、騒音、糞等による生活環境被害も発生している。

○ツキノワグマ

5月～11月にかけて、果樹、デントコーン、家畜用飼料被害が多発しており、被害の多くが町西部の酪農地帯に集中している。また、市街地への出没情報も増加し、人身被害も懸念される。

○ハクビシン

町内の全域に生息しており、5月～11月にかけて野菜の食害が発生しており、被害の拡大が危惧される。

○カワウ

生息数が増加、奥州市の北上川沿いにコロニーが確認されている。被害は周年で発生しているが、特にアユ放流期の春の被害が多い傾向にある。県内ではここ数年、アユ漁の不良、かつ、ヤマメ等は激減しており、さらなる被害拡大が危惧される。

○ニホンジカ

町の全域に生息が拡大しており、特に町西部で多く出没している。4月～10月にかけて水稻、豆類、飼料作物に被害が発生しており、被害拡大が危惧される。

○イノシシ

主に町の南部、西部及び北部で多く出没している。4月～11月にかけて水稻等の食害や踏み倒しのほか畦畔等の掘り起こしも発生し、今後の被害拡大が危惧される。

(3) 被害の軽減目標

計画期間中の10%軽減を目標とし、15年（5計画期間）で50%の軽減を目指す。

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和8年度）	
鳥類	被害面積	0.43ha	被害面積	0.39ha
	被害額	936千円	被害額	842千円
ツキノワグマ	被害面積	4.35ha	被害面積	3.92ha
	被害額	13,013千円	被害額	11,712千円
ハクビシン	被害面積	0.01ha	被害面積	0.01ha
	被害額	75千円	被害額	7千円
カワウ	被害額	—	被害額	—
ニホンジカ	被害面積	1.54ha	被害面積	1.39ha
	被害額	816千円	被害額	734千円
イノシシ	被害面積	1.43ha	被害面積	1.28ha
	被害額	1,633千円	被害額	1,470千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・金ケ崎町鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）により、鳥類、カワウ、ニホンジカ、イノシシの有害鳥獣捕獲活動を実施 ・ツキノワグマについては、人身被害の恐れがある場合や継続的に出没する場合に町猟友会へ委託し捕獲を実施 ・ハクビシンの有害捕獲については、捕獲従事者に対し、はこわなを貸出 ・有害鳥獣の捕獲を推進するため、実施隊に対し、はこわなや無線機を貸出	・高齢化等による従事者の不足。 ・広範囲に及ぶ被害状況に伴う情報不足。 ・これまでわなの監視作業は目視による確認のため、多大な時間を要しており、効率化が必要。 ・ツキノワグマ、イノシシ等の個体数増加及び生息域拡大に対し、捕獲頭数の伸び悩み。 ・行政、住民、関係団体が一体となった効果的な有害捕獲体制の整備。
防護柵の設置等に関する取組	・ツキノワグマによる農作物被害に対し電気柵の設置	・広範囲に及ぶ被害状況に対する効果的な設置方法の検討。 ・電気柵の設置後の管理が不十分であるために、被害防止効果が発揮されていない事例が散見
生息環境管理その他の取組	・地域住民による集落の刈払いの実施 ・放置野菜や放任果樹等の解消	・長期的、継続的な被害防止に向け、地域住民の被害防止意識の向上。 ・地域住民の高齢化が進み、地域ぐるみの取組が困難になる懸念 ・空き家がハクビシン等小動物の住処となる懸念

(5) 今後の取組方針

鳥類については、群体被害地における被害防止対策を重点的に進める。

ツキノワグマについては、積極的な被害情報収集に努めるとともに、専門家等の助言をもとに地域住民の被害防止意識の向上を図る。また、捕獲等従事者等の人材の確保や育成に努め、迅速な捕獲等を実施できる体制づくりを進める。

ドローン等を活用したツキノワグマの監視体制等を検討する。

ハクビシンについては、積極的な捕獲を推進し、定着化の防止と被害の拡大防止に努める。

カワウについては、積極的な被害情報収集に努めるとともに、専門家等の助言をもとに被害の拡大防止に努める。

ニホンジカ及びイノシシについては、関係機関と連携した被害情報収集により迅速な捕獲を推進し生息域の拡大防止を図るとともに、電気柵等侵入防止柵の設置を推進する。また、外部の専門家による被害対策研修会の開催など地域住民の被害防止意識の向上を図り、より効果的な被害防止対策の実施に取り組む。

また、地域の協働作業を推進し、川沿いの草刈り実施、農業廃棄物を畑に放置せず、適切に処分する等有害鳥獣を人里付近に生息させない環境作りに向け、住民に対し広報等を活用した周知を行いながら「自ら農作物を守る」という意識付けがなされるよう啓発活動に取り組む。忌避材等の活用等、農地に寄せ付けない取組みを検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥類、カワウについては、実施隊と被害・目撃情報を共有しながら、銃器（ライフル銃を除く）・わな（カラスのみ）による捕獲活動を行う。

ツキノワグマの捕獲体制については、金ヶ崎町猟友会に業務委託し、被害状況や目撃情報を共有しながら、銃器（ライフル銃を含む）・はこわなによる迅速な捕獲活動を行う。

ハクビシンについては、捕獲を許可された者に対し、必要に応じてはこわなの貸出を行い、地域住民による捕獲活動の推進を図る。

ニホンジカについては、実施隊と被害・目撃情報を共有しながら、銃器（ライフル銃を含む）・わなによる捕獲活動を行う。

イノシシについては、実施隊と被害・目撃情報を共有しながら、銃器（ライフル銃を含む）・くくりわなによる捕獲活動のほか、はこわな、囲いわなの活用も検討する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6～8	鳥類、ツキノワグマ、ハクビシン、カワウ、ニホンジカ、イノシシ	・捕獲機材の整備により、捕獲数の拡大を図る。 ・わな猟・狩猟従事者の確保及び新規資格取得者掘り起こしを目的とした試験・講習会等の広報活動を行う。 ・新規に狩猟免許を取得しようとする者に対し、経費の一部を助成し、狩猟免許取得者の増加を図る。 ・捕獲わな作動発信機・受信機を活用し、監視作業の負担軽減を図る。 ・センサーカメラを活用した鳥獣の生息調査により、生息頭数や行動特性を把握し、効果的な捕獲技術の向上を図る。 ・被害状況や捕獲実績に応じた効果的な捕獲方法について検討し、最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
鳥類については、これまでの捕獲実績や被害状況に応じて適正に捕獲許可頭数を調整する。	
ツキノワグマについては、岩手県ツキノワグマ管理計画に基づく年間捕獲上限数で定める捕獲頭数があることから、金ケ崎町単独での捕獲計画は設定しない。	
ハクビシンについては、外来種であることから定着化防止と被害拡大防止の観点から積極的に捕獲する。	
カワウについては、被害の推測はなされているが具体的な調査・捕獲等の実績は無いため、関係機関からの情報収集に努め実態を把握する。	
ニホンジカについては、農業被害の抑制及び生息域拡大防止の観点から積極的に捕獲する。	
イノシシについては、農業被害の抑制及び生息域拡大防止の観点から、はこわな、囲いわなを活用し積極的に捕獲する。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	6年度	7年度	8年度
鳥類	650	600	600
ツキノワグマ	岩手県ツキノワグマ管理計画による。		
ハクビシン	15	15	15
カワウ	—	—	—

ニホンジカ	20	20	20
イノシシ	15	15	15

※捕獲に当たっては、岩手県第13次鳥獣保護管理事業計画が定める捕獲実施者1人当たりの捕獲数の制限を遵守する。

捕獲等の取組内容	
○鳥類	捕獲実施場所に合わせて、わな（カラスのみ）・銃器（ライフル銃を除く）を使い分け捕獲を推進する。 実施時期：通年 場所：町内全域
○ツキノワグマ	被害状況による被害防止のため、はこわな・銃器による必要最小限度の捕獲に取り組む。 実施時期：5月～11月 場所：被害地域
○ハクビシン	外来種の生息域拡大防止の観点から、住民へはこわなを貸し出し、捕獲を推進する。 実施時期：通年 場所：町内全域
○カワウ	個々の捕獲が難しいことから、生態調査のための最小限の捕獲数を確保し、生息数の抑制のため営巣における銃器による捕獲を中心に推進する。 実施時期：通年 場所：被害地域
○ニホンジカ・イノシシ	生息域拡大防止の観点から、捕獲方法や捕獲場所等を検討し、わな・銃器により積極的に捕獲を実施する。 実施時期：通年 場所：町内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
1. 必要性 町内では、わな及び散弾銃を使用した有害捕獲のほか、カラスの捕獲やわなにかかった大型獣（ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマ）の止めさしに散弾銃を使用している。しかし、散弾銃のみでは、至近距離からの発砲が必要となり、大型獣を捕獲する際は、危険を伴う。また、至近距離では対象鳥獣に気付かれるため、捕獲効率も低下してしまうことから、射程の長いライフル銃による捕獲等の実施が必要である。 2. 取組内容 ・ツキノワグマの有害捕獲 時期・場所：岩手県の鳥獣捕獲許可による。 ・ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲 時期：4月～3月 場所：町内全域

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	6 年度	7 年度	8 年度
ツキノワグマ、 ハクビシン、ニ ホンジカ、イノ シシ	1,500m	1,500m	1,500m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	6 年度	7 年度	8 年度
ツキノワグマ	・ 実施隊と連携した追い払いの実施	・ 実施隊と連携した追い払いの実施	・ 実施隊と連携した追い払いの実施
ハクビシン ニホンジカ イノシシ	・ 研修会等により加害獣の生態に対応した柵管理技術の習得支援 ・ 柵の定期点検と補修や草刈りの実施等の適切な維持管理	・ 研修会等により加害獣の生態に対応した柵管理技術の習得支援 ・ 柵の定期点検と補修や草刈りの実施等の適切な維持管理	・ 研修会等により加害獣の生態に対応した柵管理技術の習得支援 ・ 柵の定期点検と補修や草刈りの実施等の適切な維持管理

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
	鳥類	・ 地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進。 実施時期：通年 場所：町内全域
	ツキノワグマ	・ 地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進 実施時期：通年 場所：町内全域

6～8	ハクビシン	・地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進。 ・定着化防止のため地域住民からの目撃情報収集活動の推進。 実施時期：通年 場所：町内全域
	カワウ	・定着化防止のため地域住民からの目撃情報収集活動の推進。 実施時期：通年 場所：町内全域
	ニホンジカ	・被害対策研修会等開催や情報資料提供による地域住民の意識向上 ・地域住民からの目撃情報や集落点検の実施による地域の被害状況の整理。 ・地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進。 ・地域住民による隠れ場所となる耕作放棄地、管理不足の林縁や藪の刈払いの実施。 実施時期：通年 場所：町内全域
	イノシシ	・地域住民からの目撃情報や集落点検の実施による地域の被害状況の整理。 ・地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進 ・定着化防止のための生息状況の確認 ・被害対策研修会等開催や情報資料提供による地域住民の意識向上 ・地域住民による隠れ場所となる耕作放棄地、管理不足の林縁や藪の刈払いの実施。 実施時期：通年 場所：町内全域

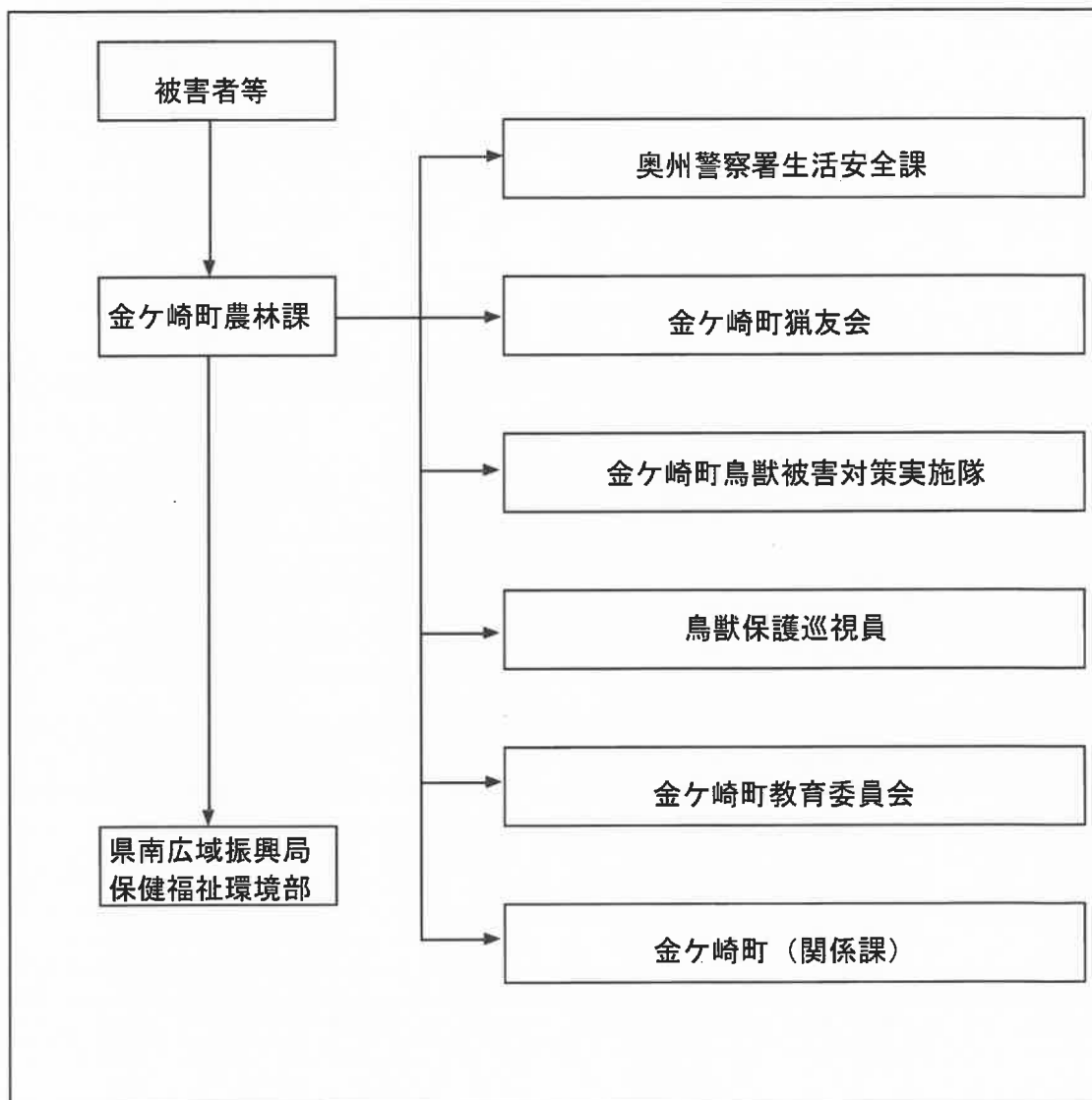
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
金ヶ崎町	情報収集、連絡調整、広報車による注意喚起、有害鳥獣捕獲許可（鳥類（アオサギを除く）、ハクビシン、ニホンジカ、イノシシ）、いわてモバイルメール・ラジオ放送を活用した 注意喚起
奥州警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言 住民の安全確保
金ヶ崎町猟友会	有害鳥獣捕獲活動の実施

金ヶ崎町猟友会	実施隊の活動の支援
鳥獣保護巡視員	有害鳥獣捕獲活動の助言
金ヶ崎町教育委員会	教育機関への連絡
岩手県県南広域振興局保健福祉環境部	鳥獣捕獲許可（ツキノワグマ等）
行政区長	地域住民への連絡

（２）緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則として、可燃ごみ焼却施設における焼却処分

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

捕獲等をした鳥獣は原則、可燃ごみ焼却施設で焼却処分することとしており、現時点では、処理加工施設の取組予定はない。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲等をした鳥獣は原則、可燃ごみ焼却施設で焼却処分することとしており、現時点では、対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組予定はない。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	金ヶ崎町鳥獣被害防止総合対策協議会
構成機関の名称	役割
金ヶ崎町農林課	全体総括、捕獲許可
金ヶ崎町農業委員会	遊休農地に関する情報提供、農業委員を通じて農作物被害の把握・指導、事務局補助
県南広域振興局農政部	鳥獣被害防止に関する助言及び指導
県南広域振興局保健福祉環境部	鳥獣被害防止に関する助言、捕獲許可
奥州農業改良普及センター	鳥獣被害防止に関する助言及び指導
岩手ふるさと農業協同組合	協議会事務局、町内農業者との連携、情報の収集及び報告
岩手県農業共済組合県南基幹センター	鳥獣被害等関連情報の収集及び報告
奥州地方森林組合	林業分野における取りまとめ及び意見提言
金ヶ崎町猟友会	有害捕獲活動等に関する取り組み及び意見提言
岩手県鳥獣保護巡視員	野生動物保護視点における意見提言
金ヶ崎町農業振興組合連絡協議会	地区住民代表 町内農業者との連携、情報の収集及び報告

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岩手県鳥獣被害防止対策連絡会	野生鳥獣の生息状況や被害状況、被害防止対策等に係る情報提供等
県南地域鳥獣被害防止対策連絡会	野生鳥獣の生息状況や被害状況、被害防止対策などに係る情報共有や広域的な被害防止対策等の取組に関する検討等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 25 年 7 月に金ヶ崎町鳥獣被害対策実施隊を設置。 主な活動は、有害鳥獣の捕獲等、担い手育成、生息調査、有害鳥獣被害防止施策に関すること。 現在、町内で 13 名（内訳は農林業者 6 名、農林業団体職員 1 名、地域住民 6 名）が活動。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

新たな狩猟免許所持者の確保に向けた情報発信を行うとともに、担い手育成を図る。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

計画が現況に適さないときは、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止に努める。